

浦安市 地域共生社会推進計画 (第4次浦安市地域福祉計画)

令和7年度～令和11年度

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ

— 地域共生社会の実現に向けて —



令和7年3月
浦安市

第1編 地域福祉計画

1 計画策定の趣旨

本計画では、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、従来の制度や分野の枠の中には当てはまりにくい、複雑化・複合化した課題が顕在化する中、地域共生社会の実現に向け、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業実施計画」を位置付ける他、「成年後見制度利用促進基本計画」を改訂するとともに、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、社会復帰できるよう支援を推進する「再犯防止推進計画」を盛り込んだ計画とします。

また、「地域福祉計画」は、「子ども・子育て支援総合計画」「健康うらやす21」「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「障がい者福祉計画」など関係する計画を包括するとともに、地域福祉の担い手である浦安市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも連携しながら、社会福祉法の改正内容を反映させた地域福祉推進のための計画とします。

2 計画の根拠となる法律

平成29年（2017年）の社会福祉法の改正により、第107条第1項において、市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されました。また平成30年（2018年）の改正では、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項が追加されました。

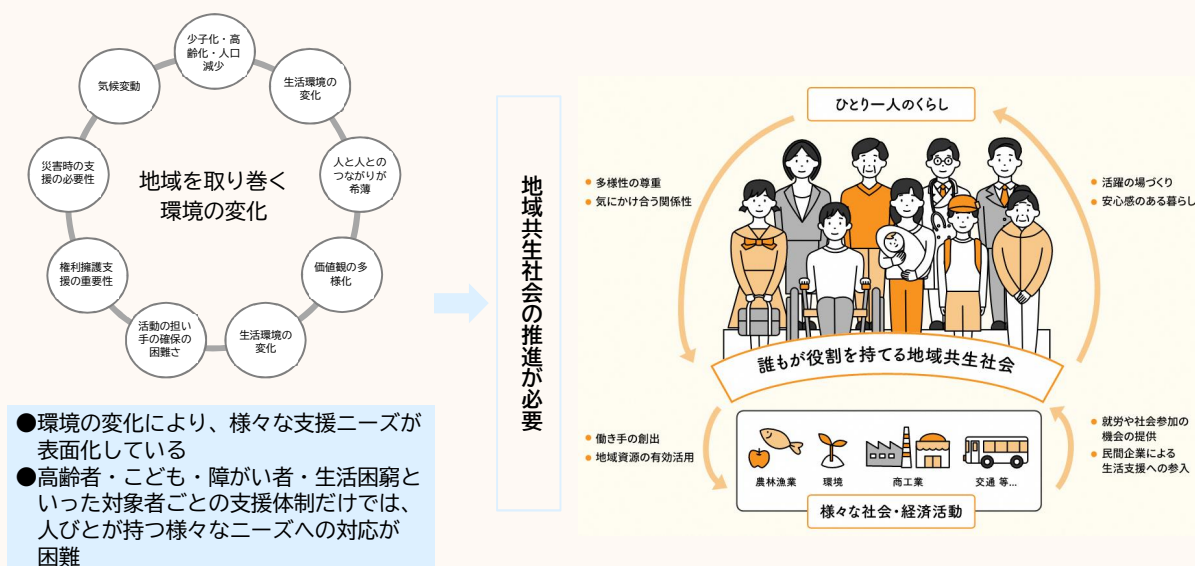
本計画は、この規定を根拠として策定するものです。

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 連携・協力による計画の推進

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。地域共生社会を推進するためには、住民、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、市などがそれぞれの役割を果たし、お互い力を合わせ、地域福祉のさらなる向上を推進していく必要があります。



4 計画の期間

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、5年計画（令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年）とします。

計画期間

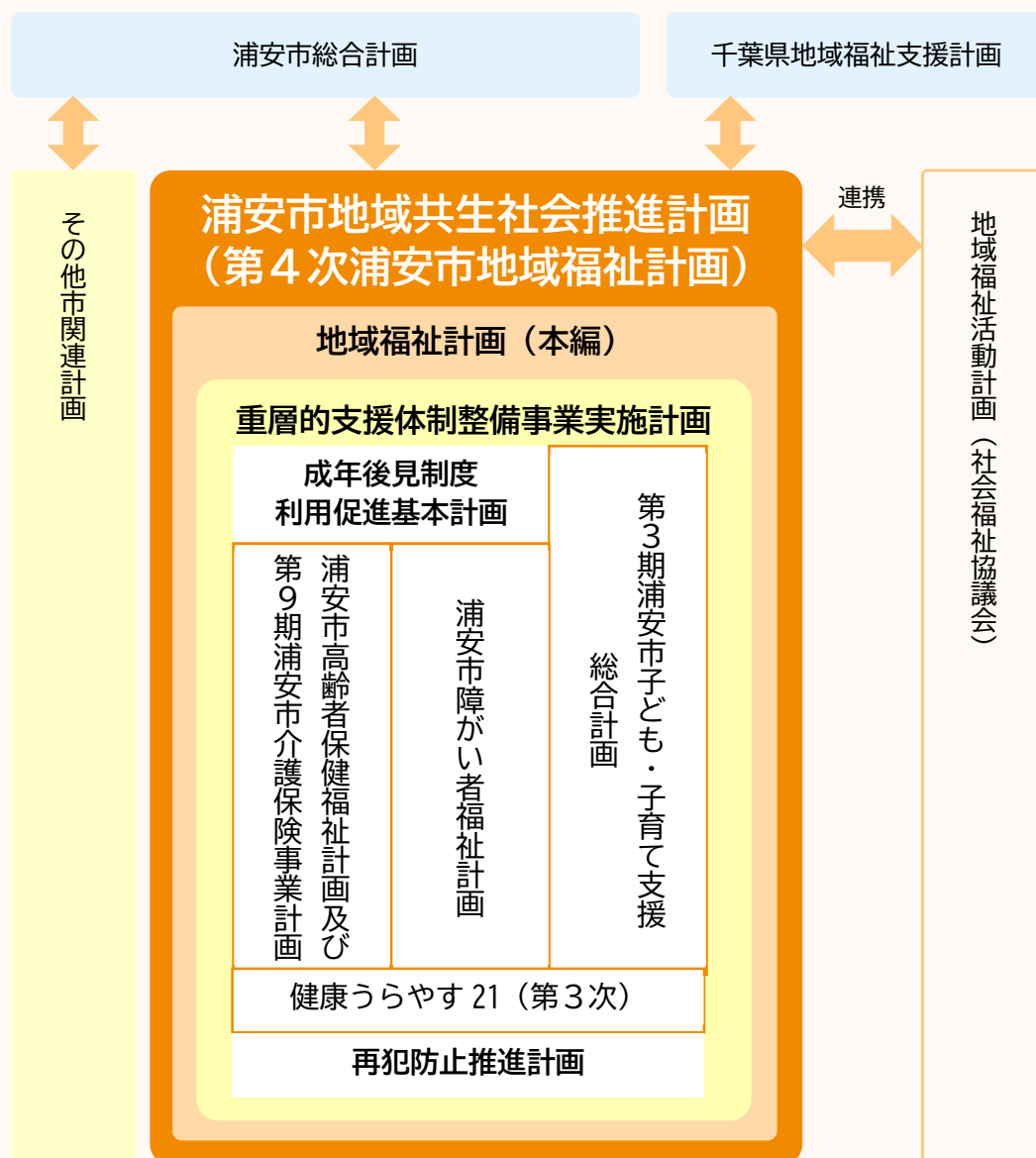
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
浦安市総合計画 (基本構想：令和21年度まで 基本計画：令和11年度まで)						次期計画
第3次計画	浦安市地域共生社会推進計画（第4次浦安市地域福祉計画）					次期計画
第2期計画	第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画					次期計画
第2次計画	健康うらやす21（第3次）（令和18年度まで）					
浦安市障がい者福祉計画			次期計画			
浦安市高齢者保健福祉計画及び第9期浦安市介護保険事業計画			次期計画			

5 計画の位置づけ

本計画は、浦安市総合計画で掲げている基本目標の1つである「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」を実現するため、行政と市民、地域の活動団体等との連携・協力のあり方、具体的な施策の取り組みの方向性等、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための方策をまとめた計画であり、社会福祉法第107条に定められた市町村地域福祉計画としても位置づけられます。

さらに、本計画は、これまでに引き続き「成年後見制度利用促進計画」を位置付けるとともに、今期より「重層的支援体制整備事業実施計画」「再犯防止推進計画」を位置付けた計画とします。

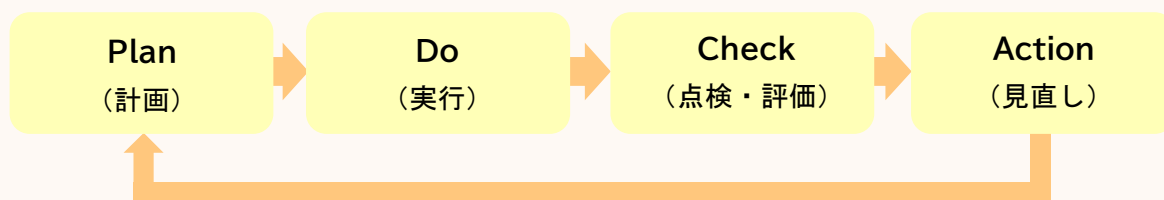
また、本計画は、分野別計画の「第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画」、「健康うらやす21（第3次）」、「浦安市障がい者福祉計画」、「浦安市高齢者保健福祉計画及び第9期浦安市介護保険事業計画」との整合・連携を図りつつ、地域住民等の参加や連携・協力という視点に立って策定しています。なお、各分野における課題分析や各種施策、事業の具体的な方向性等については、分野別計画で定められます。



6 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、各年度において分野別に実施状況を把握、点検し、PDCAサイクルを確実に回り、計画の着実な推進をめざしていきます。



7 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内の関係各課における職員一人ひとりが横断的な連携や情報共有を図る意識を持って、地域における切れ目のない支援を推進するために、関連施策や事業を着実にを行います。

(2) 地域との協力体制の構築

本計画の推進に当たっては、地域の協力体制が不可欠です。

地域福祉に関わる団体等と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

(3) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、浦安市公式サイト（ホームページ）や概要版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。



8 基本理念

すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で、自分らしく心豊かに暮らし続けられるまちを目指します。また、多様性を認め合い、地域の人々が抱える様々な課題を「我が事」として捉え、共に解決していくことに取り組むとともに、思いやりと支え合いの精神を育むことで、誰もが安心して生活できる環境を整え、すべての市民が自らの生活を豊かにし、地域社会に貢献できるような共生社会を構築していきます。

基 本 理 念

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ
— 地域共生社会の実現に向けて —

9 重点施策

(1) 誰一人取り残さない地域共生社会の推進（ひきこもり、孤独・孤立への支援の推進）

誰一人取り残さない地域共生社会を推進するため、ひきこもりや孤独・孤立への支援を強化します。そのため、地域住民や専門機関と連携し、困難を抱える人々への訪問支援や相談窓口を充実するとともに、交流の場を提供し、コミュニティのつながりを深める活動を推進します。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向け、地域の多様なニーズに応じた支援体制を整備し、誰もが安心して生活できる環境を整えます。地域の住民や団体との連携を強化し、相互理解と協力を促進します。個々の状況に応じた包括的支援体制を構築することを通じ、地域全体の活性化を目指します。

(3) 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられ、多世代が共に安心して暮らせる地域の構築

高齢社会をめぐる様々な変化に伴う社会課題に適切に対処し、あらゆる世代が地域において共に生き、共に支え合う社会を構築していくため、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創るとともに、地域社会のつながりや支え合いによる包摂的な社会の構築を進めます。

(4) 地域福祉活動への市民の参加の推進（地域福祉の担い手育成、担い手不足の解消）

地域住民、ボランティア団体、NPO等の地域福祉活動へ、活動に必要な情報の提供や必要な知識、技術の習得、活動拠点の支援や、地域福祉を推進する人材の養成を推進します。

(5) 地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会の活動拡充への支援

地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会と市がさらなる連携強化を図りながら、各種ボランティアをはじめとする住民主体の活動推進に加え、今後も増加が見込まれる単身高齢者への支援や、地域のコミュニティ形成、助け合いの場づくりといった地域福祉活性化事業等について拡充を図ります。

10 基本方針

(1) 健やかに暮らせるまちをめざして

健やかに暮らせるまちを目指すためには、地域全体で見守り支える体制を構築することが重要です。妊産婦や子育て世代にやさしい環境を整え、こどもたちに安心して過ごせる居場所を提供し、要配慮者の見守りに取り組んでいきます。

また、市民一人ひとりの健康づくりを推進するため、市民主体の健康活動を展開し、こころの健康や自殺予防に取り組むとともに、地域での健康や介護予防、スポーツ活動を推進します。



(2) いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

いつまでも自分らしく暮らせるまちを目指し、包括的な支援体制を整備します。相談支援体制を充実させ、地域づくりを支援し、アウトリーチ等により、支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人・世帯へアプローチします。また、わかりやすい情報提供とデジタル技術を活用し、地域福祉を推進します。さらに、ケアマネジメント体制の強化や福祉サービスの質向上、成年後見制度の利用促進など、多様な困りごとに対応する体制を整えていきます。



(3) 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして

生きがいとふれあいがあふれるまちを目指し、市民の自主的活動を支援します。「生きがいづくり」を促進し、地域福祉活動への参加機会を増やし、個性や能力を発揮できる場を提供します。ボランティア活動を活性化し、活動団体への支援を行い、地域福祉の担い手を育成して担い手不足を解消します。さらに、住民主体の取り組みや社会福祉協議会との連携を強化し、多様な主体との協力を進めます。



(4) 誰もが支え合い、助け合うまちをめざして

誰もが支え合い、助け合うまちを目指し、住民の相互理解を促進します。福祉について学ぶ機会、多くの人と交流する機会づくりを進め、多様性を尊重し、人権を大切にする意識を育みます。また、地域づくりにおいては、虐待予防や防止体制を強化し、サービス利用者の権利をしっかりと擁護する仕組みを充実させます。



(5) 安心して住み続けることができるまちをめざして

安心して住み続けることができるまちを目指し、住宅セーフティネットを整備し、防災対策や防犯・交通安全対策を推進します。また、「まち・ひと・こころ」で支えるまちづくりとして、すべての人に優しい環境を整備し、公共施設のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を進めます。さらに、多文化共生を促進し、多様な人々が安心して暮らせる地域を築いていきます。



11 体系図

〔 基本理念 〕 〔 重点施策 〕

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ
— 地域共生社会の実現に向けて —

- 1 誰一人取り残さない地域共生社会の推進（ひきこもり、孤独・孤立への支援の推進）
- 2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備
- 3 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられ、多世代が共に安心して暮らせる地域の構築
- 4 地域福祉活動への市民の参加の推進（地域福祉の担い手育成、担い手不足の解消）
- 5 地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会の活動拡充への支援

〔 基本方針 〕

基本方針 1

健やかに暮らせる
まちをめざして

（1）地域で見守り支える
まちづくり

（2）つながりを通じた健康づくり
の推進

基本方針 2

いつまでも自分ら
しく暮らせる
まちをめざして

（1）包括的な支援体制の整備

（2）情報提供体制の充実

（3）地域での生活を支援する
サービスの展開

（4）様々な困りごとを支援する
体制の充実

基本方針 3

生きがいとふれあ
いがある
まちをめざして

（1）市民による自主的活動への
支援

（2）市民による支え合い活動の
活性化

（3）地域福祉を推進する人と
体制づくり

基本方針 4

誰もが支え合い、
助け合う
まちをめざして

（1）相互理解の促進

（2）権利が擁護される地域づくり

基本方針 5

安心して住み続け
ることができる
まちをめざして

（1）安心・安全な暮らしづくり

（2）「まち・ひと・こころ」で
支えるまちづくり

〔 施策の方向性 〕

〔 具体的な取り組み 〕

- ① 妊産婦や子育てにやさしいまちづくり ② こどもたちの居場所づくり
- ③ 要配慮者の見守り

- ① 市民による健康づくり活動の展開 ② こころの健康・自殺予防
- ③ 地域の健康・介護予防・スポーツ活動の充実

- ① 包括的な相談支援体制の充実 ② 地域づくりに向けた支援の充実
- ③ アウトリーチによる必要な支援を届けるためのアプローチ

- ① わかりやすい情報提供と情報バリアフリーの推進
- ② デジタル技術を活用した地域福祉の推進

- ① ケアマネジメント体制の充実とサービスの質の向上 ② 福祉サービス施策の推進
- ③ 福祉サービスに関する苦情受付・解決の仕組みの充実

- ① 成年後見制度の利用促進 ② 犯罪被害者等への支援
- ③ 再犯防止の支援 ④ ひきこもり、孤独・孤立への取り組み

- ① 市民の「生きがいづくり」への支援 ② 地域福祉活動への参加機会の拡充
- ③ 個性と能力を十分に発揮できる場の創出

- ① ボランティア活動の活性化 ② ボランティア活動団体、市民活動団体等への活動支援
- ③ 地域福祉の担い手育成、担い手不足の解消

- ① 住民主体の取り組みの推進 ② 社会福祉協議会の活動拡充
- ③ 多様な主体との連携づくり

- ① 多様性を認め合う意識醸成 ② 人権尊重の意識づくり
- ③ 福祉教育の推進

- ① 虐待の防止 ② サービス利用者の権利擁護の充実

- ① 住宅セーフティネットの充実 ② 防災対策の推進
- ③ 防犯・交通安全対策の推進

- ① すべての人にやさしいまちづくり
- ② 公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進 ③ 多文化共生の推進

第3編 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約等の法律行為を行うことが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした判断能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

しかし、成年後見制度は、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、これまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は一層高まることから、成年後見制度の利用の促進が求められています。

本市においても、認知症高齢者や精神障がいのある方等の増加、家族のあり方の変化等を背景に、今後、成年後見制度の利用の更なる増加が見込まれることから、支援を必要とする人が適切に制度につながり、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、今回「浦安市地域福祉計画」の見直しに合わせて、「浦安市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を明らかにするものです。

「千葉県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、「浦安市総合計画」を上位計画として策定した「第4次浦安市地域福祉計画」との整合性を図ります。

成年後見制度とは、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見があります。計画では成年後見のほか、民法に規定された未成年後見も対象とします。

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

権利と利益を守り、
だれもが安心して
暮らせるまちづくり

〔 基本方針 〕

基本方針 1
成年後見制度の
広報・啓発

基本方針 2
成年後見制度の
利用促進

基本方針 3
安心して成年後見
制度を利用できる
環境整備

〔 施策の方向性 〕

(1) 成年後見制度の広報・啓発

(2) 必要な人へのアプローチ

(3) 成年後見制度利用の相談受付

(1) 成年後見制度のアセスメント

(2) 後見人の受任者調整

(3) 後見事務・活動に関する支援

(4) 市民後見人の養成

(1) 申立てができない人への支援

(2) 経済的な理由により利用が
困難な人への支援

第4編 再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

罪を犯した人の中には、出所後帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。このような人の中には、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、必要な支援を受けることができず再び罪を犯してしまう人たちがいます。

本市においても「浦安市再犯防止推進計画」を策定し、保護司等と協力しつつ、犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰するための支援を推進することで、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

なお、再犯防止の施策を実施するにあたっては、犯罪被害者やその家族の心情等に配慮します。

2 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、浦安市における再犯防止に関する理念や方向性を明らかにするものです。

「千葉県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、「浦安市総合計画」を上位計画として策定した「第4次浦安市地域福祉計画」との整合性を図ります。

3 計画の体系図

[基本理念]

すべての人が支え合い、安全で安心して
暮らせるまちづくり

基本目標1 安定した生活の確保

基本目標2 福祉・保健医療サービスの利用促進

基本目標3 関係機関との連携

基本目標4 広報・啓発活動の充実

浦安市地域共生社会推進計画（第4次浦安市地域福祉計画）【概要版】 令和7年3月

発行：浦安市 福祉部 社会福祉課 TEL：047-351-1111 FAX：047-355-1294 MAIL：shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp